



健保だより

2016
春号
No. 74



平成28年度予算

みなさんの健康が 健保財政の基盤です

保健事業は、前年度の保健事業を
継続して実施します

P2・3

4月から健康保険が変わりました

紹介状なしの大病院受診に
追加負担が義務付け ほか

P4・5

UACJ健保からのお知らせ

前期高齢者訪問指導事業が
新たにスタート! ほか

P6

すみやかに「被扶養者異動届」の
提出を!

P7

UACJ健保のホームページを
ご活用ください!

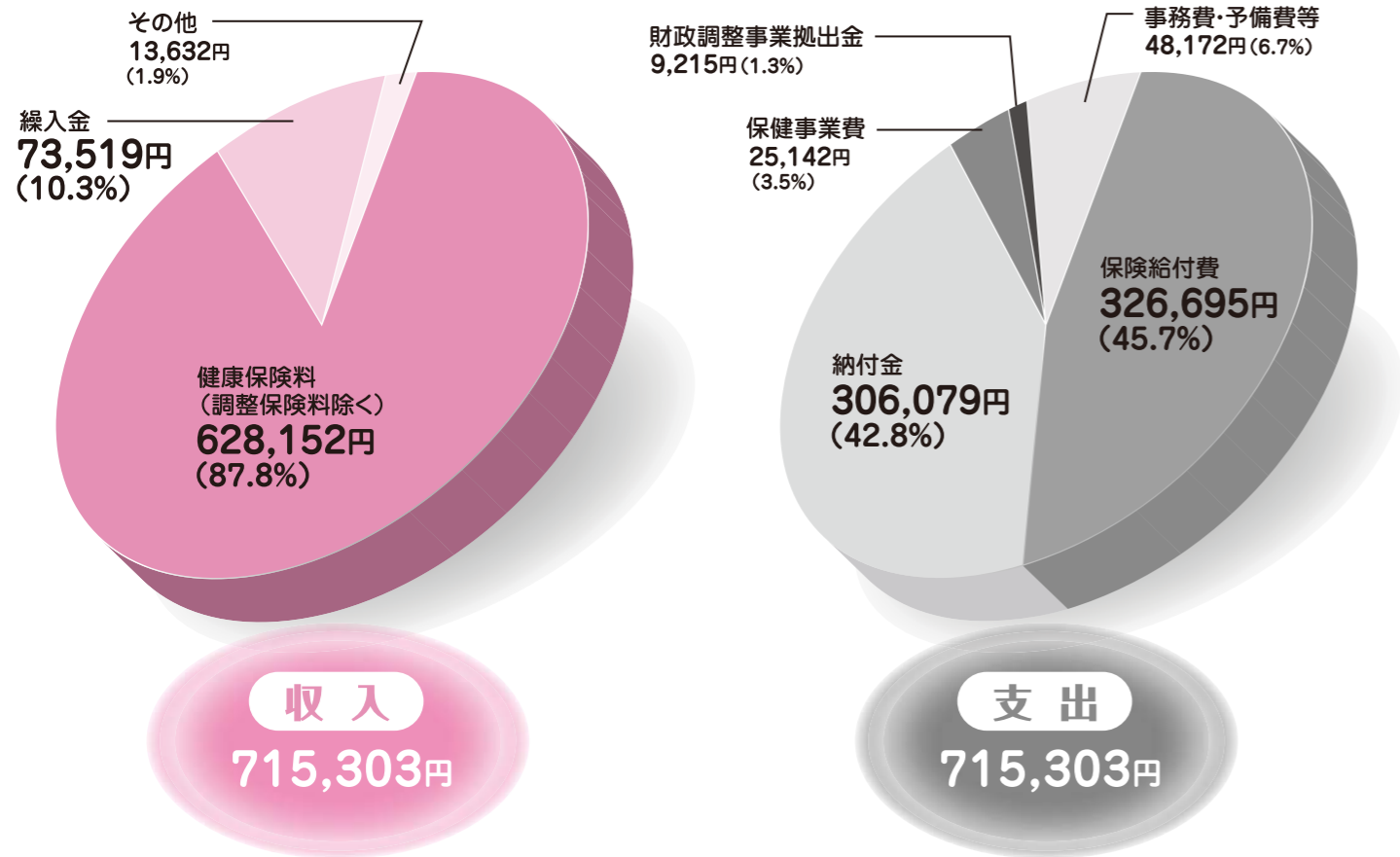
暮らしに役立つ情報を
お届けします!

P8

平成28年度
予算が決まりました

みなさんの健康が 健保財政の基盤です

平成28年度の健康保険予算を被保険者1人あたりで見ると (%)は総額に対する比率

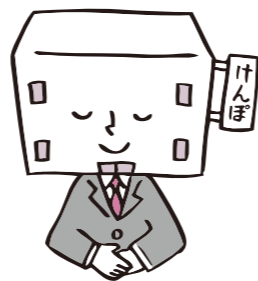


全国の健康保険組合も厳しい状況は変わらず…

平成28年度の予算総額は39.8億円となりました。収入面では、基盤となる保険料収入が35億円(平成27年度予算比+3.4億円)となった一方、支出面では前期高齢者納付金や医療費(保険給付)に伴う付加給付等の増加により、実質の経常収支で見ると2億4,500万円のマイナスとなりました。

また、介護保険についても、納付金の増加により、実質の経常収支では780万円のマイナスとなりました。

さて、健康保険組合連合会(健保連)が発表した平成26年度の決算見込によると、全体の経常収支は636億円の黒字で、25年度の1,154億円の赤字に比べると大幅に好転しました。しかし、主な理由は、景気の動向により賃金がやや上昇したこと、全組合の約3割(387組合)が保険料率を引き上げ収入増に努めたことにあります。高齢者の医療保険制度を支えるために、健康保険組合が多額の納付金を支出する状況は変わらず、今後も厳しい状況が続きます。当健康保険組合では、引き続き効率的な事業運営に努めてまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。



健保財政の健全化、医療費の適正化のために、一層の健康管理をお願いいたします。

去る2月9日に開催された第185回組合会において、平成28年度の新保険料率(96/1000)に基づき平成28年度の予算が承認されましたので、その概要をお知らせします。

予算のポイント

- 健康保険料率を86/1000→96/1000に引き上げて対応
- 前期高齢者納付金が増加(6億円→9.5億円)
- 平成28年度の保健事業は、前年度の保健事業を継続実施
- 新規保健事業として、前期高齢者訪問指導事業を実施(詳細はp4)

健康保険予算概要

収入	
科目	予算額(千円)
健康保険料	3,495,665
国庫負担金	868
調整保険料	51,283
繰入金	409,133
財政調整事業交付金	16,001
雑収入等	7,709
合計	3,980,659

健康保険予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数……………5,565人
- 被扶養者数……………6,351人
- 保険料率……………96/1000
(うち特定保険料率 46.105/1000)
- 平均年齢……………42.96歳
- 扶養率……………1.14人

※被保険者1人あたりの予算はP3グラフをご覧ください。

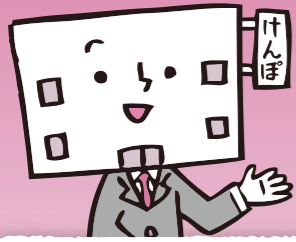
支出	
科目	予算額(千円)
保険給付費	1,818,058
法定給付費	1,742,308
付加給付費	75,750
納付金	1,703,328
前期高齢者納付金	945,894
後期高齢者支援金	703,508
病床転換支援金	10
退職者給付拠出金	53,896
老人保健拠出金	20
保健事業費	139,918
財政調整事業拠出金	51,283
事務費	81,500
還付金	310
営繕費	10,500
連合会費	2,234
雑支出	351
予備費	173,177
合計	3,980,659

介護保険予算概要

[保険料率は13/1000を据え置き]

収入			支出		
科目	予算額(千円)	被保険者1人あたり(円)	科目	予算額(千円)	被保険者1人あたり(円)
介護保険料	301,324	98,795	介護納付金	308,820	101,252
繰入金	7,795	2,556	介護保険料還付金	300	98
雑収入	1				
合計	309,120	101,351	合計	309,120	101,351

介護保険制度は、40歳以上の全員が被保険者となる強制加入の公的な社会保険です。



平成28年
4月から

健康保険が

平成27年5月に成立した医療保険制度改革関連法により、

変わりました

平成28年4月から健康保険制度が変わりました。



5 標準報酬月額が3等級追加・標準賞与額の上限が引き上げ

標準報酬月額、標準賞与額ってなに？

保険料を計算する際のベースとなるもので、みなさんの給料等の水準を「標準報酬月額」の等級に当てはめて、これに保険料率をかけて保険料を計算します。また、賞与(ボーナス)については、支給額の1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」といい、保険料率をかけて、保険料を計算します。

負担能力に応じた
保険料負担に
するため

改正前

等級	標準報酬月額	報酬月額	標準賞与額
47	121万円	117万5千円以上	540万円

平成28年度から

等級	標準報酬月額	報酬月額	標準賞与額
47	121万円	117万5千円以上~123万5千円未満	573万円
48	127万円	123万5千円以上~129万5千円未満	
49	133万円	129万5千円以上~135万5千円未満	
50	139万円	135万5千円以上	

追加

※具体的には、平成28年3月時点の標準報酬月額の基礎となった給与額が123万5千円以上の被保険者については、平成28年4月から追加された報酬月額に再度あてはめ、新しい標準報酬月額を決定します。
※平成28年4月分の保険料(5月給与控除)から実施します。

平成28年10月から

6 被扶養者認定について、「兄姉」の同居要件がなくなる

働く人への福祉の
向上を目指すため



改正前	被保険者の「兄姉」を被扶養者とする場合は、収入要件以外に「同居していること」が条件となる	
平成28年10月から	兄姉と同居していなくても、収入要件を満たせば、被扶養者として認定 P7も併せてご覧ください。	→ 該当者は、「健康保険被扶養者異動届(増)」の届出用紙に必要事項をご記入のうえ、提出してください。

7 パート・アルバイト(学生は除く)など短時間労働者の社会保険適用が拡大

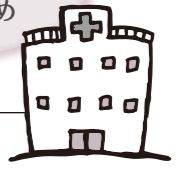
※従業員501人以上の事業所が対象。

平成28年10月まで	労働時間および日数が一般の従業員のおおむね3/4(=おおむね30時間)以上	
平成28年10月から	<ul style="list-style-type: none"> ●1週間の所定労働時間が20時間以上 ●月額賃金88,000円(年収106万円)以上 ●勤務期間1年以上 3つの条件を満たす人は社会保険の加入が義務づけられます。	→ 対象となる方については、事業主より健保組合へ連絡がありますので、手続きは特に必要ありません。なお、UACJ健保の被扶養者で適用拡大により勤務先の被保険者となる方は、「健康保険被扶養者異動届(減)」を当健保に提出してください。

平成28年4月から

1 紹介状なしの大病院受診に追加負担が義務付け

中小病院や診療所と、
大病院の機能分化を
進めるため



◆「紹介状なし」で大病院を受診したとき

改正前	医療費 + 病院(200床以上)により追加負担がかかることも	
平成28年度から	医療費 + ● 特定機能病院 ● 500床以上の地域医療支援病院 の場合は追加負担が義務化	初診 5,000円(最低金額) 再診 2,500円(最低金額)

※200床以上500床未満の病院については従来通り(病院により追加負担がかかる場合あり)となります。

2 入院時の食事代が引き上げ

入院と在宅での
療養の公平を図るため。
段階的に実施



◆入院時の食事代の患者負担額(1食あたり)

改正前	平成28年度	平成30年度
260円	360円	460円

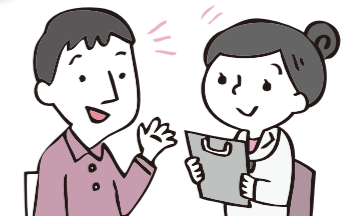
※低所得者の負担額(現行100円または210円)と難病および小児慢性特定疾病の患者、平成28年4月1日時点で1年を超えて精神病床に入院している患者については据え置き。

3 患者申出療養を創設

患者のニーズにこたえるための
新たな保険外併用療養のしくみ

難しい病気とたたかう方からの申出に基づき、国内では承認されていない薬・医療技術等を、迅速に保険外併用療養の対象として使えるようにするしくみです。

患者からの申出により、国や医療機関等で迅速に安全性や有効性、実施計画等の審査が行われ、治療に使えるようになります。



4 傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

「支給直前の標準報酬月額を高くして給付額を増やす」といった不正支給を防止するため

改正前	平成28年度から
標準報酬月額の1/30の2/3相当額	支給開始月を含む直近の12ヵ月の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30の2/3相当額

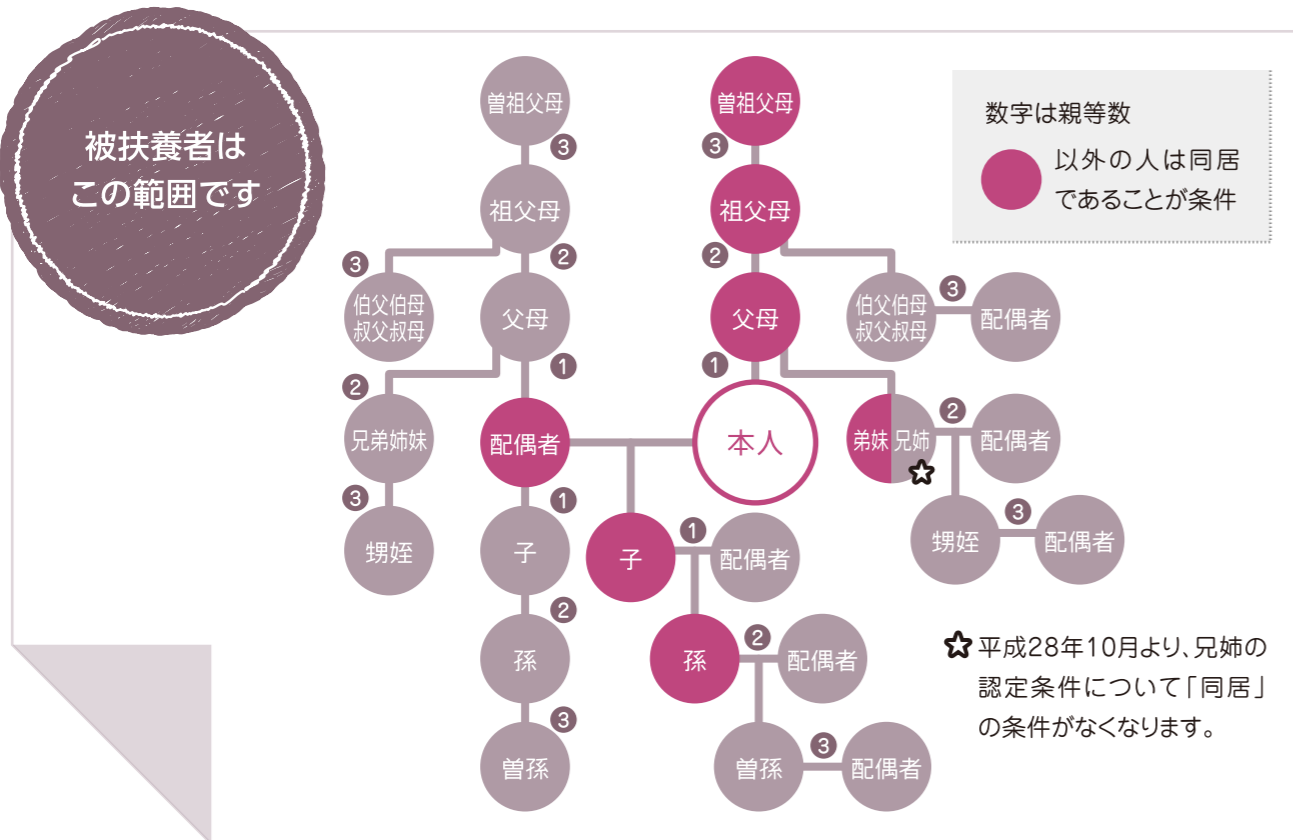
※金額の変更がある方には、個別に通知を出してお知らせいたします。

ご家族の
被扶養者資格が
なくなったら…

すみやかに「被扶養者異動届」の提出を！

みなさまから毎月徴収している保険料の一部は、高齢者医療制度のために拠出しています。拠出金の計算については、加入者(被保険者・被扶養者)の人数が影響するしくみになっており、本来被扶養者でない方が加入したままになっていると、ムダな拠出金が増えてしまい、みなさまの保険料負担が増えることになってしまいます。

ご家族に次のような変化があった場合は、すみやかに**保険証の返却**と**「健康保険被扶養者異動届(減)」**を提出してください。



こんなときは届出を！

- お子さんが就職して、就職先の健保組合などの被保険者になったとき
- お子さんが結婚して、結婚相手の被扶養者となったとき
- 被扶養者の方がパートやアルバイトなどで被扶養者の範囲(年収130万円、60歳以上または障害者は180万円)を超えたとき
- 父母の公的年金額等が被扶養者の範囲を超えたとき
- 同居が被扶養者の条件の親族(義父母、兄姉など)が別居したとき
- 被扶養者の方が75歳に達したとき(または65歳以上で一定の障害があると認定されたとき)
- 被扶養者の方が亡くなったとき



みなさまの保険料負担が適正なものとなるよう、ご協力をお願いします！

平成29年
1月から

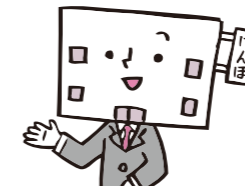
マイナンバー
(社会保障・税番号)

制度を使った健康保険業務が始まります！

平成29年1月より、健康保険の資格取得届などの手続きに、被保険者および被扶養者の個人番号の記入が必要になります。

被保険者と被扶養者のマイナンバー

「健保だより(2015年秋号No.73)」でご案内したとおり、法令に基づき事業主を通じて被保険者と被扶養者のマイナンバーを取得し、情報連携に向けたデータインフラ等を整備してまいります。



任意継続被保険者および被扶養者のマイナンバー

任意継続被保険者および被扶養者のマイナンバーについては、健康保険組合に直接提出していただくことになります。

提出方法につきましては、後日改めてご案内いたします。当健康保険組合より依頼をしました折には、ご協力をよろしくお願いいたします。

新たに
スタート!

65~74歳の方

前期高齢者訪問指導事業

当健康保険組合では、加入者のみなさんが毎日健康で過ごせるよう、特定健診、人間ドック、常備薬の斡旋等さまざまな保健事業を行い、「病気の重症化予防」を進めています。

今年度は、前期高齢者(65~74歳)の方を対象として訪問事業をスタートし、みなさんが健康に過ごせるようアドバイスを行ってまいります。



こんな
事業です

保健師・看護師
(専門機関に事業を
委託します)

自宅を
訪問

健康
づくり

病気の
重症化防止

受診の
しかた

など

役立つアドバイスをしていきます!

女性の
方へ

からだの再点検!

健康診断は必ず受けましょう

無料です

巡回主婦健診

例年どおり、民間の代行機関である「あまの創健」に委託し、実施していきます。ご自身の健康管理のため、健診は毎年受けてください。

対象者

- 被保険者(女性) ○被扶養配偶者(女性) ○任意継続被保険者(女性)
- 40歳以上の被扶養者(母・姉・妹などの女性) ○40歳以上の任意継続被扶養者(母・姉・妹などの女性)

任意継続被保険者
男性の方へ

人間ドックを受けましょう

最寄りの医療機関やかかりつけの病院で、「人間ドック」を受診していただくと、**健保補助25,000円**を上限に消費税別の7割分を補助します。

UACJ健康保険組合の ホームページをご活用ください！

UACJ健康保険組合

検索

ご家庭の
PCから

または <http://www.uacj-kenpo.or.jp>

スマホ
から



健康保険の
しくみ

健保の
事業内容

各種申請の
手続き

申請用紙
ダウンロード

など



体系的に
知りたいときは
コチラ

UACJ健康保険組合
Health Insurance Society

▼ 健保のしくみ ▼ 健保の給付 ▼ 保健事業 ▼ 各種手続き

みなさまとご家族の
健康と笑顔を支えます

健康保険と暮らしに役立つ健康情報をご案内いたします

役立つ情報がいっぱい！
さっそくアクセス
してみよう！

手続き・申請から探す | 給付から探す | 用語から探す

▶ 保険証の紛失	▶ 引越・転勤	▶ 結婚	▶ 家族の加入
▶ 退職	▶ 出産	▶ 産休	▶ 死亡
▶ 立替払い	▶ 休職	▶ 交通事故	▶ 医療費が高額に

直営保養所
湯の山荘

直営保養所
安曇野荘

↓ 申請書

ジェネリック
医薬品

接骨院・整骨院
のかり方

健康保険のからいきみんなで作る！
あなたの健保プロジェクト

知りたいことは
コチラ

保養所の案内や
申込方法に
ついてはコチラ

申請書の
ダウンロードと
記入例の確認は
コチラ

ホーム | 組合案内 | アクセス | 個人情報保護方針 | よくある質問 | リンク | サイトマップ

COPYRIGHT(C)UACJ健康保険組合 ALL RIGHTS RESERVED.

ご家庭のパソコンやスマホから、みなさまの生活スタイルに合わせて、
必要な健康保険の情報をいつでもチェックできます。
手続きが必要な場合は、申請用紙をダウンロードし、記入例を見ながらカンタンに書類が作成できます。
また、暮らしに役立つ情報もお届けしています。
みなさまのすこやかな生活のために、ぜひご活用ください！

今後とも、みなさまのご理解とご協力をいただきながら、健康保険組合の充実に向けて邁進していきます。
よろしくお願いいたします。